

議員定数・選挙や農業委員会は…

市議会議員の定数・任期

- 合併後の議会の議員の定数は、合併特例法の定数特例を適用します。定数特例とは、編入される町村の住民の意見が行政に適切に反映されるよう設けられたものであり、編入される町村の区域から最低1人は議会の議員を確保しつつ、人口に応じて地域の代表が選出されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増やすものです。

この定数特例を適用する期間における議会の議員の定数は以下のとおりになります。

選挙区(市町村名)	定数
柿崎町	3人
大潟町、頸城村、板倉町	各2人
安塚町、浦川原町、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村、名立町	各1人
町村計	18人
上越市	30人
合計	48人

- 定数特例を適用する期間は、次の2つを合わせた期間となります。
 - 1 上越市の議会の議員の残任期間(平成20年4月28日まで)に相当する期間
→選挙は遅くとも平成17年2月24日までに実施します。
 - 2 合併後最初に行われる一般選挙の任期(平成20年4月29日から平成24年4月28日まで)に相当する期間
→選挙は平成20年4月に実施します。
- 定数特例を適用する期間以降の議会の議員の定数は38人以内で、条例で定めることとなります。

農業委員会

- 各町村の農業委員会は上越市の農業委員会に統合します。
- 各町村の選挙で選ばれた農業委員146人のうち40人が上越市の農業委員の残任期間(平成17年4月28日まで)に限り残ります。



合併協議の結果

1 合併の方式

合併の方式は上越市への編入とする。

2 合併の期日

合併の期日は平成17年1月1日とする。

3 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は上越市役所を本庁とし、現在の各町村に支所を置くこととする。

4 財産の取扱い

各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。

5 議会の議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用することとする。

特例の期間における上越市の議会の議員の定数は、48人とし、編入される町村の区域ごとに選挙区を設け、議員の定数を柿崎町3人、大潟町、頸城村及び板倉町各2人、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、吉川町、中郷村、清里村、三和村及び名立町各1人とする増員選挙を行うこととする。

特例の期間は、上越市の議会の議員の残任期間に相当する期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間とする。

6 農業委員会の取扱い

- 1 編入される町村の農業委員会は、上越市の農業委員会に統合することとする。
- 2 農業委員会の委員の任期等については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項及び第2項の規定を適用することとする。
 - (1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員は、40人に限り、引き続き上越市の農業委員会の選挙による委員として在任することとする。この場合において、上越市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
 - (2) 特例の期間は、上越市の農業委員会の委員の残任期間とする。

7 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 全職員を通じて公平な取扱いを原則とする。
- 2 各町村の一般職の職員は、すべて上越市の職員として引き継ぐこととする。
 - (1) 任用:組織に応じた職制の整理を実施することとする。
 - (2) 給与:合併時における現給保障を原則とする。
 - (3) 配置:組織に応じた適正な配置を行うこととする。その際、事務の継続性に十分に配慮することとする。
- 3 特別職の職員(三役を除く。)の設置の必要性及びその処遇については、個別に検証することとする。

8 特別職の身分の取扱い

各町村の常勤の特別職の職員(三役)はその職を失うこととする。